

2016年度以降の補正予算の総会への議案上程に関する件

2016年度より、補正予算の総会への議案上程は必要に応じて行うこととする

1. 状況と見直し背景

- ・ここ数年の実績から、決算は期首予算の範囲内で推移し安定的な状況となっている。また事業は期首予算内でほぼ計画通りに遂行できている
- ・決算時に影響が大きいにも関わらず、補正の段階では、未確定のために金額の補正が出来ない科目(株式配当、特定資産の債券の評価損益等)があり、補正できる科目及び金額は経常損益中でも限定的であり、補正予算を総会へ議案として上程する意味合いは高くない
- ・補正予算の総会への議案上程は、法令および定款上でも必須の義務ではない(理事長の判断)

2. 補正予算の総会への議案上程の考え方

補正予算の総会議案への上程(補正予算の作成)は、以下のような事例が発生した場合、理事長が状況等を判断し、必要な場合に補正予算の作成と総会への議案上程を行うこととしたい

- ・事業計画の大幅な変更があった(事業計画に無い重要な事業の実施、事業計画に記載の事業の停止等が大規模である)場合
- ・法人の運営や事業計画に基づいた事業の実施が、損なわれるような損益の変動があった場合
- ・期首予算を大幅に超える、新たな設備投資が行われる場合
- ・その他、理事長が補正予算の作成が必要と判断した場合

3. 補正予算を総会議案として上程しない場合の問題点と対応

会員との直接の対話や交流の機会が減ってしまうという問題点があるが、新たに会員と直接のコミュニケーションが図れるような施策を検討(イベント等)し、対応する。

4. その他、補足等

- ・補正予算以外で定款若しくは理事会が総会に付議すべき事項とした議案があれば、総会は開催する。但し、12月に限ることは無い(可能な限り、3月/6月の総会で審議する)
- ・補正予算の編成が必要か否かの判断は、事業計画の修正の有無と合わせて執行理事会(9月頃)において検討し、理事長の決裁により決定する(決算見直しを作成し判断材料とする)

以上

【参考】 法令と定款 *一般社団に予算作成の定めは無い、JPNIC は定款により独自に規定(違反ではない)

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年六月二日法律第四十八号）（計算書類等の作成及び保存）

第二百二十三条 一般社団法人は、法務省令で定めるところにより、その成立の日における貸借対照表を作成しなければならない。

2 一般社団法人は、法務省令で定めるところにより、各事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び損益計算書をいう。以下この款において同じ。）及び事業報告並びにこれらの附属明細書を作成しなければならない。

3 計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書は、電磁的記録をもって作成することができる。

4 一般社団法人は、計算書類を作成した時から十年間、当該計算書類及びその附属明細書を保存しなければならない。

一般社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター定款

第39条 この法人の事業計画書、収支予算書については、 毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会及び総会の決議を受けなければならない。 これを変更する場合も同様とする。